３　主務大臣は、法第四十四条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

一　次のいずれかに該当する機関であること。

イ　国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ（以下この号において単に「ＩＳＯ」という。）一四〇六四―二に基づき、法第四十四条第二項各号に掲げる業務その他関連する業務を行うことができる機関として、ＩＳＯ一四〇六五に適合している旨の認証を受けている機関

（削る）

ロ　イに掲げる機関に類するものとして主務大臣が認めた機関

二・三　（略）

（認定検証機関の休廃止等の届出）

第五条　認定検証機関は、法第四十四条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その旨を電磁的方法により主務大臣に届け出なければならない。

（削減等が行われた温室効果ガスの量の記録の申請）

第六条　法第四十五条第一項の規定による提出は、電磁的方法により行わなければならない。

２　（略）

３　法第四十五条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　法第四十五条第三項に規定する検証を行った認定検証機関の名称

三　（略）

（認定検証機関の検証）

第七条　法第四十五条第三項の認定検証機関の検証は、法第四十三条第一項に定める事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われるものとする。

３　主務大臣は、法第五十七条の三第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

一　次のいずれかに該当する機関であること。

イ　国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ（以下この号において単に「ＩＳＯ」という。）一四〇六四―二に基づき、法第五十七条の三第二項各号に掲げる業務その他関連する業務を行うことができる機関として、ＩＳＯ一四〇六五に適合している旨の認証を受けている機関

ロ　京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度の下で運営組織として指定を受けている機関

ハ　イ又はロに掲げる機関に類するものとして主務大臣が認めた機関

二・三　（略）

（認定検証機関の休廃止等の届出）

第五条　認定検証機関は、法第五十七条の三第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その旨を電磁的方法により主務大臣に届け出なければならない。

（削減等が行われた温室効果ガスの量の記録の申請）

第六条　法第五十七条の四第一項の規定による提出は、電磁的方法により行わなければならない。

２　（略）

３　法第五十七条の四第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　法第五十七条の四第三項に規定する検証を行った認定検証機関の名称

三　（略）

（認定検証機関の検証）

第七条　法第五十七条の四第三項の認定検証機関の検証は、法第五十七条の二第一項に定める事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われるものとする。

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

○農林水産省・経済産業省・環境省令第四号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高